

個人情報を含む文書の紛失について

高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）における、個人情報を含む文書の紛失について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じたので、その概要をお知らせします。

記

1 概要

機構本部の雇用推進・研究部において、機構主催の委員会に出席した委員 1 名のマイナンバーカードの写し（以下、「カードの写し」という。）を紛失する事案が発生した。

2 事実経過

- (1) 平成 29 年 6 月 27 日（火）に委員より受領したカードの写しについて、職員 A は同日中に個人番号入力管理システム（以下「システム」という。）担当者である職員 B に、機構内事業所にて手渡した。
- (2) 平成 29 年 12 月 22 日（金）に職員 B が鍵付きの引き出しにて保管していた委員全員のカードの写しに基づき、システムに個人番号を入力した。
- (3) 平成 30 年 1 月 11 日（木）に経理部から委員 1 名のマイナンバーが入力されていないとの連絡があった。
- (4) 同日、雇用推進・研究部で委員 1 名のカードの写しについて机周りやロッカー等の検索を開始した。
- (5) 平成 30 年 1 月 22 日（月）、部内をくまなく検索するも当該委員のカードの写しが見つからなかったことから、紛失したものと判断し、当該委員に対して経過を説明した上で謝罪した。

3 発生原因の分析

関係した職員に聞き取りをしたところ、誤廃棄の可能性が高いと思われる。
今回の主な発生原因は以下のとおり。

- (1) カードの写しの受け渡しに関するルールが定められていなかったこと。
- (2) システムへの個人番号の入力が遅れたこと。
- (3) 他の書類に紛れない方法で保管されていなかったこと。

4 再発防止対策の策定

当面、当事案が発生した雇用推進・研究部において、以下の再発防止策を実施する。

- (1) マイナンバーカード取扱簿を整備し、カードの写しの受け渡しの際には必ず記入を行う。
- (2) カードの写しを受領した後は、速やかにシステム入力を行う。
- (3) やむなくカードの写しを保管する際は、鍵付き書庫に入れた上で、赤色のクリアファイル等他の書類に紛れない方法により行う。

■問い合わせ先

雇用推進・研究部 管理指導課 Tel. 043-297-9525